

府政防第692号
国都計第70号
平成18年10月20日

都道府県 地震防災行政担当部長 殿
都道府県、政令市、中核市、特例市
宅地防災行政担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山対策担当）

国土交通省都市・地域整備局都市計画課長

総合的な宅地防災対策の推進について（通知）

平成17年3月に中央防災会議において東海地震、東南海・南海地震の「地震防災戦略」が決定され、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じるため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが示されました。この決定の中で、全国の地方公共団体においても「地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある」とされ、この戦略を強力に推進するため「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）の改正（別添1）が行われ、また、造成宅地の安全性の確保についても、「宅地造成等規制法」（昭和36年法律第191号）等の一部の改正（別添2）、宅地耐震化推進事業の創設（平成18年新規）（別添3）などの各種施策が講じられたところです。

これらの制度改正については、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の施行

について（平成18年4月13日府政防第276号）、「宅地造成等規制法等の改正について」（平成18年9月29日国都開第12号）等において既にお知らせしてきたとおりですが、関係部局の連携の下で下記のとおりこれらの施策を総合的かつ効果的に活用して、地震時に滑動崩落等のおそれがある造成宅地の安全確保に万全を期していただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の全ての市町村に対し、本通知の内容を周知していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 地震対策の推進に関する目標の設定等について

地震防災戦略の決定や、平成18年3月の地震防災対策特別措置法の改正に見られるように、地震対策の推進にあたっては、被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、効果的かつ効率的に対策を推進していくことが求められている。

一方、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の際に、大規模に谷を埋めた造成宅地において、盛土全体が、地山との境界面付近等で地滑りの崩壊（以下「滑動崩落」という。）を起こし、多くの宅地や周辺の公共施設等に甚大な被害をもたらした（別添4）。その後の調査で、大地震時に同様の被害が発生するおそれのある造成宅地は、全国に1,000箇所程度存在するものと推計されており、このような造成宅地に係る安全確保が喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、宅地防災対策を着実に推進するためには、上述の減災目標設定の取組の中で、滑動崩落を起こすおそれの大きい造成宅地の位置、規模等を特定し、かつ、これらの造成宅地に起因して発生する地震災害の及ぶ範囲、程度等を明らかにした上で、当該地震災害の軽減を図るための宅地の耐震化目標を定めることが有効である。

このため、地方公共団体においては、地域において想定される地震の震度分布等の知見を有する地震防災行政担当部局と、造成履歴等の宅地の造成状況に係る知見を有する宅地防災行政担当部局とが相互に当該知見の活用を図るなど協力し、緊密に連携して地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地に関する調査を推進するとともに、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等を総合的に実施されたい。

2. 宅地耐震化推進事業の活用について

地震時に危険な造成宅地に関して、効果的かつ効率的な対策の推進に向けた目標の策定、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等を行うためには、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の把握が不可欠である。また、今般改正された地震防災対策特別措置法により、都道府県及び市町村は、地震に関するハザードマップを作成し、地震災害の内容等に関して住民に周知するよう努めることとされている（同法第14条）。更に、これらの造成宅地については、耐震化工事を早急に進め、地震被害の軽減を着実に進める必要がある。

平成18年度に新規に創設された「宅地耐震化推進事業」については、別添3のとおり、①大規模盛土造成地の変動予測及び②大規模盛土造成地滑動崩落防止事業によって構成されるものであり、①については、地震時に危険な造成宅地の把握や地震に関するハザードマップの作成、②については、造成宅地の耐震化工事の推進に有効である。

このため、地方公共団体においては、地震防災行政担当部局と宅地防災行政部局が連携して当該事業を積極的に活用し、地震に関するハザードマップの作成等及び造成宅地の耐震化を推進していただきたい。

地震防災対策特別措置法の改正（平成18年3月）について

1. 国庫補助率の嵩上げ措置の適用期間の延長（2回目の延長）

背景

- 我が国では地震は全国どこで発生してもおかしくなく、近年においても新潟県中越地震（H16.10）、福岡県西方沖地震（H17.3）など地震が多発
- 平成17年3月、衆・参の災害対策特別委員会において、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進について、今後1年以内に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」等の決議

改正内容

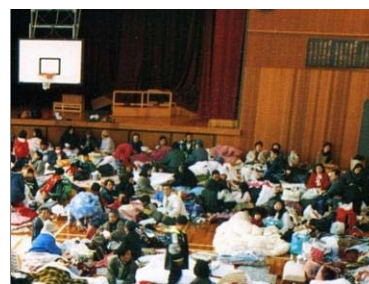
- 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく一定の事業^(※)に係る国庫補助率の嵩上げ措置の適用期間を平成23年3月31日（現行：平成18年3月31日）まで5年間延長

（※）消防用施設の整備、木造の社会福祉施設の改築、公立小中学校等の校舎の補強等

2. 公立小中学校等の屋内運動場（体育館）の補強に係る財政支援の充実

背景

- 学校の体育館は、児童・生徒の学習活動の場であるとともに、地震発生時には地域住民等の避難所として活用
- 公立小中学校の建物（体育館を含む）の耐震化率は約52%と不十分
- 「校舎」については国庫補助率の嵩上げ（1/3→1/2）
- 平成18年度予算案において「安全・安心な学校づくり交付金」の創設



改正内容

- 公立小中学校等の「屋内運動場」（体育館）の補強について「安心・安全な学校づくり交付金」を交付する場合には、国の負担割合が1/2となるよう交付額を算定（現行の補助率は1/3）

3. 地震防災対策の推進に関する目標の設定

背景

- 全国において近年頻発する地震に対し、効果的・効率的な対策が喫緊の課題
- 平成 17 年 3 月、中央防災会議で大規模地震に関する「地震防災戦略」（被害想定に基づく被害軽減についての減災目標）を決定
 - ⇒ 地域特性を踏まえた被害想定を実施し、減災目標の策定の必要
- 現在の地震防災緊急事業五箇年計画には、地震防災施設の整備等に関する事業を幅広く計上
 - ⇒ 効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進する必要

改正内容

都道府県地域防災計画

- 被害想定の実施と被害軽減のための対策に関する長期目標（10 年程度）の設定に努める

地震防災緊急事業五箇年計画

- 長期目標を踏まえ、緊急に実施すべき事業を選択し、計画を策定

4. 地震・津波ハザードマップの作成・周知

背景

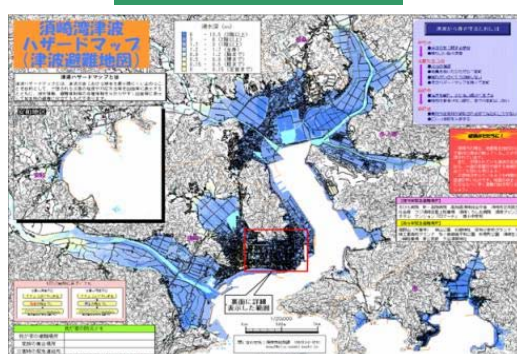
- 洪水ハザードマップの作成・周知の徹底（H17 水防法改正）
- 地方公共団体による地震防災マップ、津波ハザードマップの作成率は低い

地震防災マップ



<作成状況：全市町村の約 5.5%（H17.9）>

津波ハザードマップ



<作成状況：沿岸市町村の約 12.3%（H16.8）>

改正内容


- 都道府県及び市町村は、地震の揺れの大きさ、津波による浸水範囲その他想定される人的・物的被害をハザードマップ等により周知させるよう努める
- 市町村は、地震災害情報、津波予警報の伝達方法や避難場所等の避難方法を周知させるよう努める

●宅地造成等規制法等の一部を改正する法律

<平成18年4月1日公布>

造成された宅地等の安全性の確保を図るため、造成宅地防災区域における宅地造成に伴う災害の防止のための措置を講ずる。

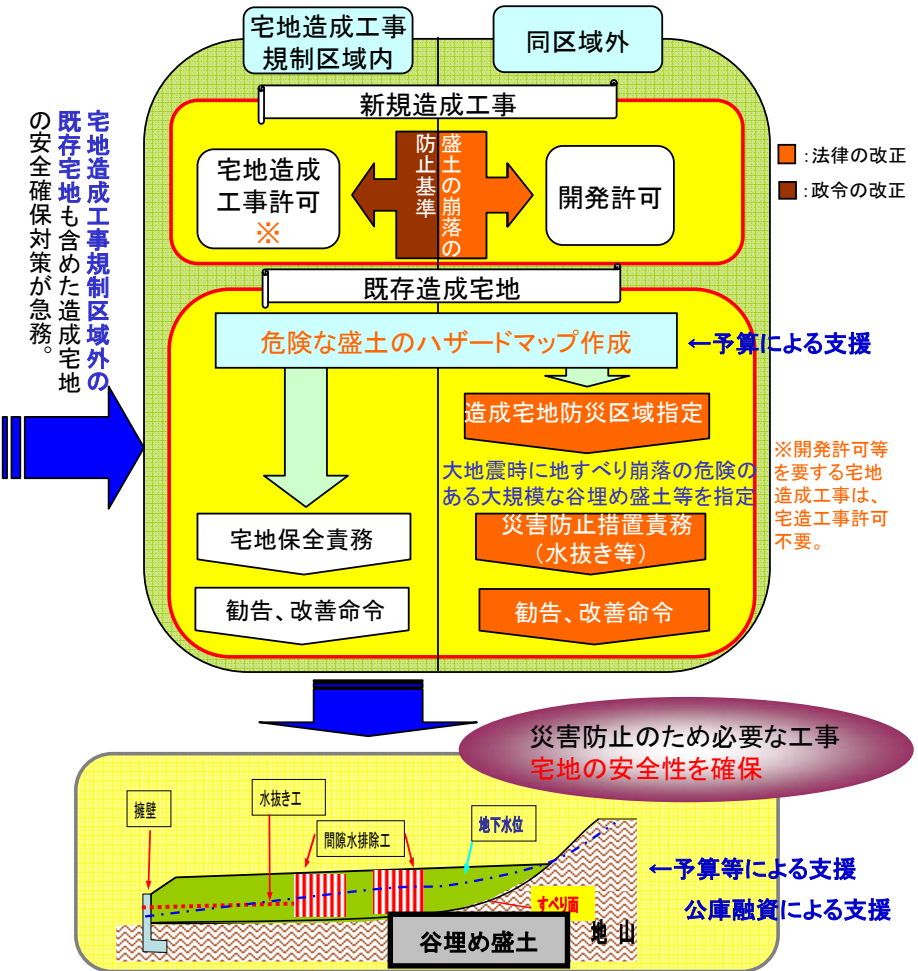
●阪神淡路大震災や新潟県中越地震において



宅地造成工事規制区域外の大規模盛土造成地(特に谷埋め盛土)で、地すべりの崩落が発生。

※宅地造成工事規制区域は国土の2.7%

●宅地造成工事許可に係る基準や開発許可の基準は、地盤災害防止には不十分。



○宅地耐震化推進事業

【概要】

新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地（以下「大規模盛土」という。）の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出ているが、このように大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土は全国に数多く存在する。

このような大規模盛土の被害を軽減するため、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることに要する費用について補助する。

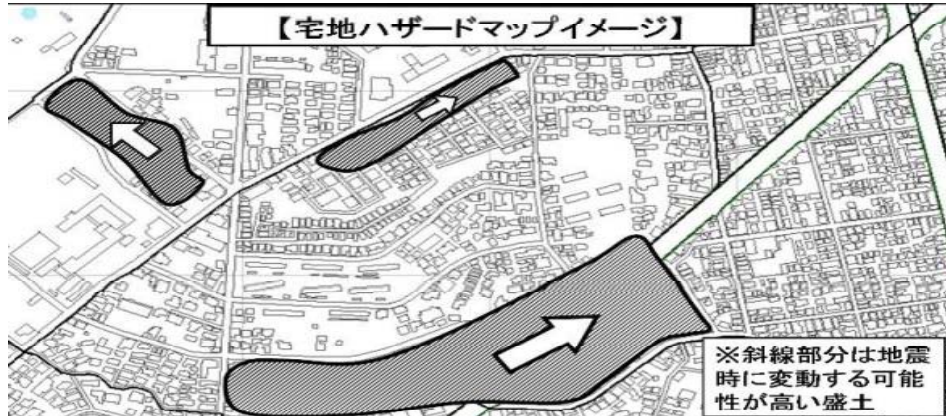
○ 大規模盛土造成地の変動予測

地方公共団体が、大地震時等に変動、崩落する危険性のある大規模盛土について調査を行い、住民への情報提供等を図る場合、調査等に要する費用の一部を補助する。なお、本調査については、複数年度を要してもよい。

事業主体：地方公共団体

補助率：1／3

補助対象：大規模盛土造成地の変動予測に関する調査に要する費用



○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

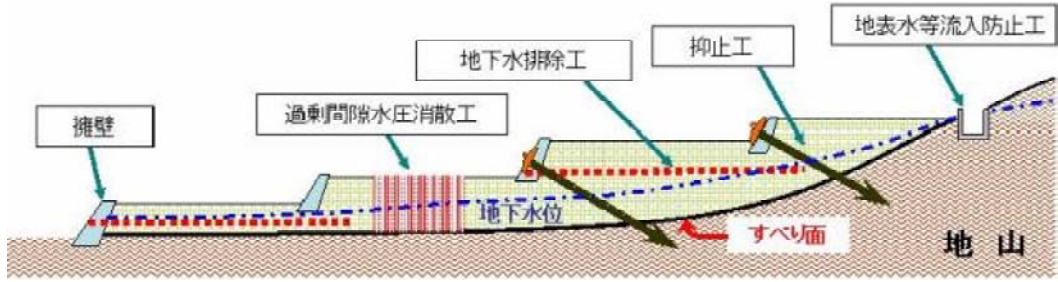
大地震時等に滑動崩落の危険性が特に高い、一定の要件（相当数の居住者、公共施設等へ被害をもたらすおそれ等）を満たす大規模盛土について滑動崩落防止工事が行われる場合、工事に要する費用の一部を補助する。

事業主体：地方公共団体がその費用の一部を助成する場合又は自ら実施する場合に当該地方公共団体に補助

補助率：1／4

補助対象：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費（対象区域面積1haあたり国費4千万円を限度とする）

【大規模盛土造成地滑動崩落防止工事イメージ】



地下水排除工の例

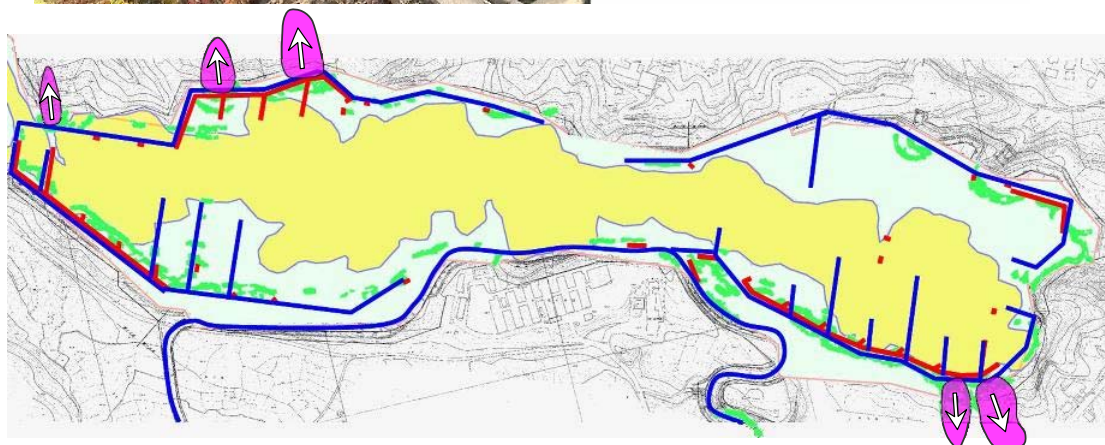


過剰間隙水圧消散工の例

新潟県中越地震における大規模谷埋め盛土被害状況

長岡市 (高町団地)

復旧総額約17億円



— : 下水道被害 — : 道路被害

■ : 切土

■ : 盛土

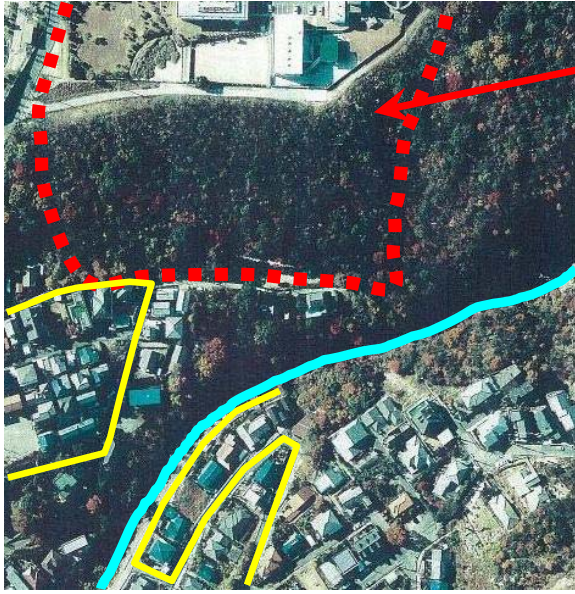
● : 大規模崩壊箇所(5ヶ所)

阪神・淡路大震災における大規模谷埋め盛土被害状況

①西宮市仁川地区

[死者34名・復旧総額約27億円]

盛土部分



②その他

→ 滑動崩落100箇所以上

